第1章 道路特定事業計画策定にあたって

1.1 道路特定事業計画の目的・位置付け

我が国では、急速に少子長寿化が進んでおり、平成25年(2013年)には、総人口に占める65歳以上の割合(高齢化率)が25%を超え、国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となる本格的な高齢社会を迎えています。また、障害のある方もない方も同じように生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念が浸透してきており、このような背景から、高齢者や障害のある方などが自立した日常生活や社会生活を営むことのできる都市環境を整備することが強く求められています。

このため、京都市では、高齢者や障害のある方などが、市内を安全・快適に安心して移動できる 交通環境を整備するための様々な施策に取り組んでおり、その一環として、JR藤森駅周辺の徒 歩圏を対象とした地区(以下「JR藤森地区」といいます。)及び京阪深草駅周辺の徒歩圏を対 象とした地区(以下「深草地区」といいます。)において、駅や道路、施設などのバリアフリー化 を推進するため、「JR藤森地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」(以下「JR藤森地区基 本構想」といいます。)及び「深草地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」(以下「深草地区基 本構想」といいます。)を平成26年3月に策定いたしました。

このJR藤森地区基本構想及び深草地区基本構想は、平成18年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(いわゆる「バリアフリー法」) や平成24年3月に京都市独自の取組として策定した「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」(以下「全体構想」といいます。) に基づいて策定したものであり、今後、JR藤森地区及び深草地区の駅や駅周辺の道路などのバリアフリー化(段差の解消、視覚障害のある方を誘導するための点字ブロックを設置することなど。) を推進していくにあたっての基本的事項を定めたものです。

JR藤森地区は、伏見区のほぼ中央に位置しており、教育施設である京都教育大学や京都教育 大学附属特別支援学校、医療施設である京都医療センター、官公庁施設である伏見区深草総合庁 舎などの生活に密着した施設が集積しており、にぎわいのある市街地を形成しています。

深草地区は、伏見区の北部に位置しており、教育施設である龍谷大学、商業施設であるスーパーマツモト伏見店やコーナンくいな橋店などが立地しており、様々な方が行き交う地区です。

上記のことから両地区ともに、居住者や来訪者にとって快適なまちとして、だれもが安心・安全で移動しやすい環境の整備が求められます。

これらを受け、基本構想に定められた重点整備地区内の生活関連経路について、道路特定事業 計画を策定しました。今後は、この事業計画に基づいて事業推進を行って参ります。

図1.1 バリアフリー法の仕組み

基本方針(主務大臣)

- 移動等の円滑化の意義及び目標
- ・公共交通事業者,道路管理者,路外駐車場管理者,公園管理者,特定建築物の所有者が移動等の円滑 化のために講ずべき措置に関する基本的事項
- ・市町村が作成する基本構想の指針

関係者の責務

- 関係者と協力しての施策の持続的かつ段階的な発展(スパイラルアップ) 【国】
- ・心のバリアフリーの促進【国及び国民】
- 移動等円滑化の促進のために必要な措置の確保【施設設置管理者等】
- 移動等円滑化に関する情報提供の確保【国】

基準適合義務等

以下の施設において,新設等に際し移動等円滑化基準に適合させる義務 既存の施設を移動等円滑化基準に適合させる努力義務

- 旅客施設及び車両等
- 一定の道路(努力義務はすべての道路)
- 一定の路外駐車場
- 都市公園の一定の公園施設(園路等)
- 特別特定建築物(百貨店, 病院, 福祉施設等の不特定多数又は主として高齢者, 障害者等が利用する建築物)

特別特定建築物でない特定建築物(事務所ビル等の多数が利用する建築物)の建築等に際し移動 等円滑化基準に適合させる努力義務

(地方公共団体が条例により義務化可能)

誘導的基準に適合する特定建築物の建築等の計画の認定制度

重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進

住民等による基本構想の作成提案

-()-

基本構想(市町村)

- ・旅客施設,官公庁施設,福祉施設その他の高齢者, 障害者等が生活上利用する施設の所在する一定の 地区を重点整備地区として指定
- 重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化に 関する基本的事項を記載 等

協議

協議会

市町村,特定事業を実施すべき者,施設を利用する高齢者,障害者等により構成される協議会を設置

ŢŢ

事業の実施

- 公共交通事業者, 道路管理者, 路外駐車場管理者, 公園管理者, 特定建築物の所有者, 公安委員会が, 基本構想に沿って事業計画を作成*10し, 事業を実施する義務(特定事業)
- 基本構想に定められた特定事業以外の事業を実施する努力義務

V

支援措置

- ・公共交通事業者が作成する計画の認定制度
- ・認定を受けた事業に対し、地方公共団体が助成を行う場合の地方債の特例 等

移動等円滑化経路協定

重点整備地区内の土地の所有者等が締結 する移動等の円滑化のための経路の整備 又は管理に関する協定の認可制度

※1「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」

(通称:バリアフリー法) 第31条第1項

第31条 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する道路管理者は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して道路特定事業を実施するための計画(以下「道路特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

1.2 JR藤森地区及び深草地区バリアフリー移動等円滑化基本構想の策定

1. 2. 1 全体構想の策定

(1)全体構想策定の主旨

京都市では、平成14年に策定した「京都市交通バリアフリー全体構想」に基づき、国、京都府、公共交通事業者等の関係機関との連携・協調の下、交通バリアフリーを着実に推進してきました。

一方, 高齢化の急速な進展やユニバーサルデザインの普及等, 社会状況の変化に対応し, 人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現を図るためには, 旅客施設及び周辺道路等の更なるバリアフリー化が必要となってきました。国においても, 平成23年3月に「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が改正され, 平成32年度を目標年次としたより高い水準の目標が設定されるとともに, 高齢者や障害のある方が自立して日常生活や社会生活を営むことができる社会を構築することの重要性と, それを実現するために移動等円滑化を促進することの必要性等が示されました。このような中, バリアフリー化を一層進めていくため, 平成24年3月に「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」を策定しました。

(2) 重点整備地区の選定

「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」では、市内の130の旅客施設の中から10地区の「重点整備地区」(11旅客施設)を選定しました。JR藤森地区及び深草地区においては、平成25年度から西院地区とともに基本構想策定に向けた取組を始めました。

表1.1 重点整備地区と基本構想策定時期

公共交通 事業者名 グループ名	JR西日本	京阪	阪急	京福	基本構想 策定時期
グループA	太秦駅 JR藤森駅 桃山駅	深草駅	大宮駅 上桂駅 嵐山駅 松尾駅		平成24年度 { 平成30年度
グループB	西大路駅		西院駅	西院駅	

グループ A 公共交通事業者から事業化の意向が示され、バリアフリー化整備を図るための条件等が整っている地区

グループB 公共交通事業者から事業化に向けての意向が得られているものの, バリアフリー化整備 に向けて, 調査や関係機関との調整等に多くの時間を要する地区

平成 24 年度に策定済み

1. 2. 2 JR藤森地区及び深草地区基本構想の策定

(1) 基本構想策定の主旨

JR藤森地区及び深草地区基本構想は、高齢者や障害のある方などの日常生活及び社会生活における移動上及び施設の利用上の利便性、安全性の向上の促進を図る環境整備の一環として、関係者が互いに連携し、旅客施設(JR藤森地区は JR藤森駅及び京阪墨染駅、深草地区は京阪深草駅及び JR稲荷駅)や周辺の道路、建築物などのバリアフリー化を重点的・一体的に推進していくため、その基本的事項として、「はばたけ未来へ!京プラン」(京都市基本計画)や「京都市都市計画マスタープラン」などの上位計画や関連計画とも整合を図りながら、バリアフリー化を推進していくにあたっての基本方針や今後実施すべきバリアフリー化事業の内容などを定めたものです。

- ① バリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針
- ② 重点整備地区の区域, 生活関連施設及び生活関連経路
- ③ バリアフリー化事業計画の概要
- ④ バリアフリー化事業の推進体制

(2) JR藤森地区及び深草地区基本構想に基づくバリアフリー化の推進

今後, JR藤森地区及び深草地区基本構想に基づき, 公共交通事業者, 道路管理者, 京都府公安委員会などが, 施設や設備の改善事業を実施していきます。また, 市民, 公共交通事業者, 行政機関などが互いに連携したソフト施策を展開し, 国民すべての責務である「心のバリアフリー」を推進していきます。

施設や設備の改善事業のうち、以下の主要な事業(以下「特定事業」といいます。)については、 JR 藤森地区及び深草地区基本構想策定後、それぞれの構想に即した事業計画(以下「特定事業計画」といいます。)を策定し、バリアフリー化の技術基準である「移動等円滑化基準」に適合させ、原則として目標年次までに事業を完了させなければなりません。

① 「公共交通特定事業」

公共交通事業者が旅客施設内において実施するエレベーター, エスカレーターその他の移動等 円滑化のために必要な設備の整備に関する事業のうち, 必要性及び緊急性の高い事業や低床車両 の導入など

② 「道路特定事業」

道路管理者(京都市)が実施する道路の段差や勾配の改善などの移動等円滑化のために必要な事業のうち,必要性及び緊急性の高い事業

③ 「交通安全特定事業」

京都府公安委員会が実施する視覚障害者用付加装置(音響装置)の設置などの移動等円滑化のために必要な事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業

④ 「その他の特定事業」

建築物の所有者,路外駐車場管理者及び公園管理者が実施する移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備,特定路外駐車場の整備及び特定公園施設の整備に関する事業などのうち,必要性及び緊急性の高い事業

1. 2. 3 目標年次

「バリアフリー法」に基づき、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の目標年次である平成32年度までに、「JR藤森地区」及び「深草地区」内のバリアフリー化が完了するよう努めます。

併せて、ソフト対策などのその他の取り組みについては、平成33年度以降を含めた長期的な取り組みとして進めていくこととします。

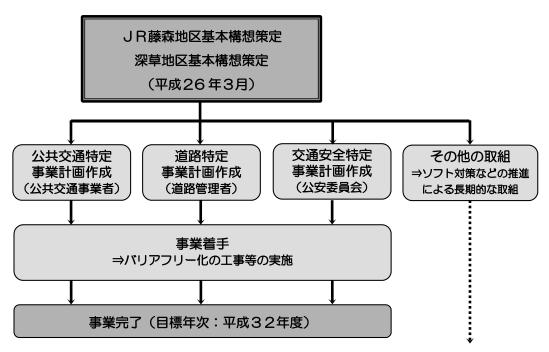


図1.2 JR 藤森地区及び深草地区基本構想に基づくバリアフリー化の推進の流れ

図1.3 JR藤森地区基本構想策定時での道路のバリアフリー化事業計画等の概要



図1.4 深草地区基本構想策定時での道路のバリアフリー化事業計画等の概要

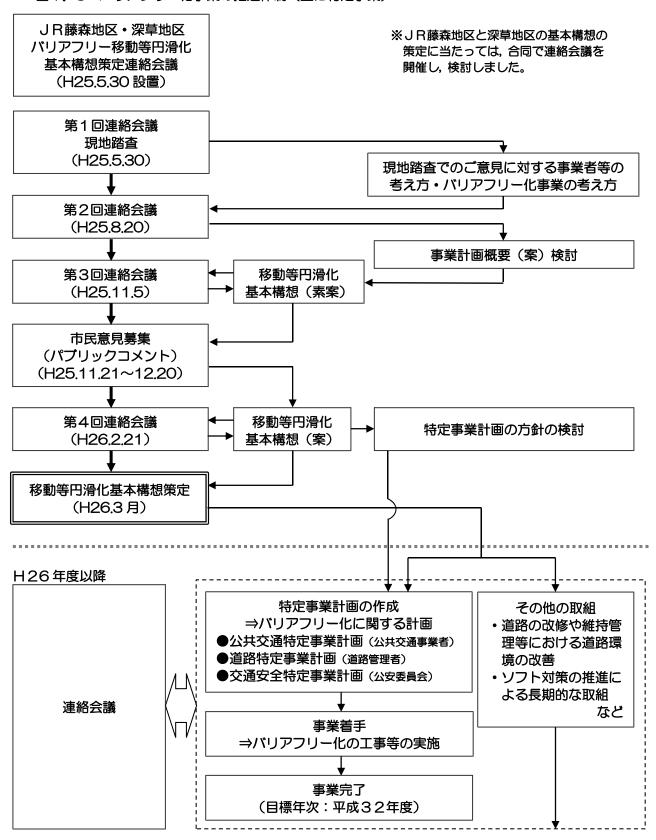


1. 3 道路特定事業で定める事項 道路特定事業においては、主に以下の4項目について定めます。

- (1)バリアフリー事業を行う経路生活関連経路及びこれらと一体的に整備する経路を定めます。
- (2) 具体的なバリアフリー事業の方針 道路特定事業で実施する事業の方針を定めます。
- (3)経路ごとに実施する事業内容 経路ごとに実施する事業内容を定めます。
- (4)事業実施予定期間の設定 整備を行う年度の目標を定めます。
 - ※ バリアフリー法では、旅客施設を含む生活関連施設相互間を結ぶ経路のうち、特に重点的にバリアフリー化を図るべき経路を「生活関連経路」と位置付け、この生活関連経路を構成する道路において、道路特定事業を実施するものとしています。また、特定事業の実施にあたっては、可能な限り有効幅員や勾配等の基準を定めた移動等円滑化基準に適合させなければならないこととなっています。

バリアフリー化事業の推進体制の構成を図1.5に示します。

図1.5 バリアフリー化事業の推進体制(主に特定事業)



[※]特定事業以外の事業についても可能な限り平成32年度までに完了するよう努めるとともに、平成33年度以降を含めた長期的な取組も進めていきます。

[※]全市的なパリアフリー化事業の進捗状況に関する情報を収集するとともに、ホームページなどを順次更新し情報を発信します。